答弁第三 6号

内閣衆質一一三第三〇号

昭和六十三年十二月二十七日

内 閣 総 理 大臣 竹 下 登

衆 議 院 議 長 原 健 三 郎 殿

衆議院議員野間友一 君提出輸 入未承認の医療機器による保険不正受給問題に関する質問に対

し、 別紙答弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 野 間 友 君提 出 輸 入 未 承 認 \mathcal{O} 医 療 機 器 によ る保険 不正 受給問 題 に 関 する

質問に対する答弁書

一について

東 レ 富 士 ピ ツカー イン ター ナシ ョナル株式会社に対する事情聴取 の結果によれば、 ソノリス

A を 和 歌 Щ 県 立 医 大 病 院 か 5 向 陽 病 院 \sim 移 設 L た 0) は、

- 1 和 歌 Щ 県 <u>八</u> 医 大 病 院 か 5 ス <u>~</u>°] ス \mathcal{O} 関 係 で 撤 去 を 求 \Diamond 5 れ 7 ١ ر たこと
- 2 和 歌 Ш 県 <u>\f</u> 医 大 病 院 で \mathcal{O} 治 験 担 当 医 師 が 向 陽 病 院 で 診 療 に 従 事 す ることとな つたこと
- 3 承 認 取 得 後 \mathcal{O} 当 該 機 器 \mathcal{O} 速 P か な 活 用 に 0 ****\ て、 向 陽 病 院 か 5 強 V) 要望 が あ り、 同 社 ŧ

同病院への承認取得後の販売を予定していたこと

等の理由による。

兀

L か そ 0) 当 時 、 同 社 は、 当 該 機 器 に 係 る 輸 入販 売 業 \mathcal{O} 許 口 を 取 得 して お らず、 か つ、 治

験 を 行 う 目 的 で 移 設 L て 7 な ζ, こと か ら、 同 社 \mathcal{O} 行 為 は 薬 事 法 昭昭 和 三十 五. 年 法 律 第 百 兀 +

五号) 第六 + 四条に お **,** \ 7 準 用 する 同 法 第 五. + 五 条第二 項 0) 規 定 無 許 可 医 療 用 具 \mathcal{O} 授 与 \mathcal{O}

禁

止 に 違 反するので、 その実情を踏まえ、 適切な措置を講ずる考えであ る。

二の1について

治 験 に 使 以用され た機器をその 承 認 前に診 療に使用することは、 現行法上認められた行為であ

る。

そ \mathcal{O} 場 合、 医 療 機 関が 行 つ た診 療 に つき、 患者 カュ 5 預 か り 金 そ 0 他 0) 名 目に よつて 診 療 \mathcal{O}

対 価 を 得 る か、 又 は 無償とする か は、 医 療 機 関と患者との 間 に締 結される る診 療契約 に任される

こととなる。

二の2について

本 件 に 0 **,** \ て は、 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 指 定 \mathcal{O} 取 消 L \mathcal{O} 処 分等 を行うべ き場 合に 該 当 す る ŧ 0) で は

な 7 と考え 7 1 る \mathcal{O} で、 保 険 請 求 \mathcal{O} 金 額 等 に 0 1 て 公 表 す ることは 差 し 控え た 1

向 陽 病 院 が 体 外 衝 撃 波 腎 • 尿 管 結 石 破 砕 術 に 関 L 7 受領 し た入 院 料 · 等 に 係 る診 療 報 膕 及 び 患

て、 同 病 院 に対して、 保 険 者 及 び 患者 に 返 還するよう指 導 Ċ たところである。 者

 \mathcal{O}

部

負

担

金

並

び

に

· 患者

か

5

材料

費

 \mathcal{O}

名

目

で受領

l

た

額

に

つい

ては、

既に、

和

歌

山県

に

お

1